

甲州市下水道事業に関する意見書

平成 25 年 2 月 8 日

甲州市下水道事業審議会

平成 25 年 2 月 8 日

甲州市長 田辺 篤 様

甲州市下水道事業審議会
会 長 日 原 健 次

甲州市下水道事業に関する意見について

甲州市下水道事業審議会（以下「本審議会」という。）は、甲州市が実施する下水道事業について客観性及び透明性を確保するため、市民が意見を述べる第三者機関として平成 17 年 11 月 1 日に甲州市下水道事業審議会が発足し、その後、条例の改廃・制定により甲州市執行機関の附属機関として、平成 22 年 4 月 1 日に改めて設置されました。

本審議会は、今後の甲州市下水道事業に係わる、下水道計画区域及び下水道料金体系並びに市町村設置型浄化槽事業について、平成 24 年 2 月 3 日に諮問を受けて召集し 9 回の審議を行いました。

本審議会の意見を、別紙のとおり取りまとめましたので提出します。

今後の甲州市においては、本審議会の意見を参考として事業を進めるとともに、公共事業の推進にあたり、関係者の合意形成、効率性及びに実施過程の透明性の向上に一層努めるよう求めます。

1. 本審議会における審議経過

本審議会は、行政当局から下水道事業の概要と今後の方針(案)の説明を受け、これからの下水道事業の在り方について審議を行い、その結果を取りまとめました。

2. 事業全体についての意見

○生活排水対策の必要性の再確認

本市を流れる河川等の水質は、下水道事業の進捗と共に改善される傾向にあります。場所によっては、必ずしも健全とは言えません。本市の恵まれた水環境は、多くの生き物に生息場所を提供し、また豊かで長閑な景観の一部として、後世に引き継ぐべき貴重な財産であり、これを維持・保全するために、より一層の生活排水対策への取り組みが必要であることを再確認いたしました。この認識の上に立ち、本市における下水道事業の着実な推進を求めます。

○下水道計画の方向性

下水道事業の実施にあつては、人口減少社会や少子高齢化の進展など、近年の社会動向を踏まえた効率的な事業運営を求めます。

事業の運営にあたっては、支出する内容を仔細に評価して経費の削減に努めると共に、収入の安定的な確保を図り、市民が公平性を感じることができる事業運営を求めます。

また、社会情勢の変化を事業運営に反映させるため、目標設定を20年とし、3年程度が経過した後に、段階的に下水道事業の再検討が実施されることを求めます。

○市民に向けた情報発信と協働への取り組み

公共用水域の保全においては、市民も自分達の財産であると自覚し、市民と行政とが協働して取り組むことが必要です。そのため、下水道事業の実情に関する情報発信を積極的に行うとともに、河川環境の保全を市民とともに進めるため、市民レベルによる調査・研究の支援や環境美化へのPR活動について、なお一層の努力を求めます。

3. 個別内容についての意見

(1) 下水道全体計画区域の見直し

山梨県峡東流域下水道事業全体計画変更に伴い甲州市下水道事業の計画区域の一部を見直すことは、行財政改革、外部評価の視点から、妥当であると判断します。

○計画期間の設定

下水道の整備に長期間を要し実施が後年度に及ぶ事は、地域住民に不利益となると考えられます。下水道施設の整備効果から、下水道を整備する事業の継続期間をおおむね20年程度とする事は、都市計画の基本的な方向性を定めた「都市計画マスタープラン」の計画期間設定とも合致し、適当と判断します。

○計画区域の整備方針の見直し

採算性を軽視した下水道計画で多大な市債を抱えることは、市政運営上大きな負担となります。そのため、急峻で複雑な地形であったり、鉄道や一級河川に阻まれているため、ポンプ施設等を要するなど、多額な建設費が必要になる財政面や保守管理に不利益な区域については、計画の見直しを求めます。

○代替事業の検討

下水道整備が当面整備の見通しが立たないと見直された地区については、市町村設置型浄化槽による汚水処理施設の整備を早期に進めることが、住民の生活環境の改善や利益に繋がるものと考えます。

○計画変更に伴う住民対応

下水道計画変更区域の設定に際しては、住民に十分な説明を行い、住民意見を尊重することを求めます。

(2) 下水道使用料の改定と経営の健全化

現状の下水道運営では使用料により維持管理費を賄うのみで、建設に要した経費負担等は賄えません。本来ならば受益者負担が原則ですが、一般会計からの繰出金に依存している現状は、下水道が利用できない市民に対しても負担を求めるものであり、健全な状態とはいえません。経済情勢は低迷している現状にあります。市民負担の適正化を図る観点から、健全な運営体制への一刻も早い移行を求めます。

○下水道使用料の適正水準

現在の使用料は、全国平均、近隣市町村平均から見ても平均レベル以下であり、適正な水準にあるとは言えない状況です。近隣市町村の状況を見ながら、適正化に向け、下水道利用者への急激な負担増を招かぬことを配慮しつつ、段階的な改定を求めます。

○下水道普及び加入促進

下水道供用開始区域内の未接続世帯の存在は、結果として下水道施設の有効活用ができず、既接続者の負担増につながっています。

そのためアンケート調査により未接続世帯に対する原因の把握に努め、戸別訪問により十分な説明を行い、加入促進を図ることが必要です。さらに高齢者世帯や新規接続世帯が利用しやすいように現行の借入金償還後の利子補給制度

に加え環境保全や市民生活の向上につながる等、新たな助成制度の検討を行い水洗化率 100%の達成を求めます。

○下水道使用料等の収納率向上

下水道使用料、受益者負担金、分担金の未納者に対しては、電話連絡、戸別訪問の実施による督促の強化を図り、収納率の向上を求めます。

○未接続世帯への下水道経費一部負担

下水道施設を維持管理し、最大限有効活用するには、老朽化対策等、今後も長年にわたり多額の費用がかかることが予想されます。そのため、下水道処理区域内に居住しているにもかかわらず、未接続の世帯に対しても、下水道経費の一部負担をできるか検討することを求めます。

○特定環境保全下水道事業の今後

現在事業完了している特定環境保全下水道事業（大和地区）については、今後も、長期的に安定した経営、維持管理ができるように、流域下水道への接続も視野に入れた施設の長寿命化計画及び経営計画を策定することを求めます。

(3) 市町村型合併浄化槽事業計画

市内の河川環境の保全を図り、かつ下水道による市債の増大を防ぐため、汚水処理施設整備計画の両輪として、下水道計画区域の見直しと甲州市浄化槽設置事業の制度により、計画の早期の完成を求めます。

○甲州市浄化槽設置事業の推進

投資の費用対効果により、効率的な汚水処理の手法としてのメリットを最大限に利用して、早期の整備を求めます。

○甲州市浄化槽設置事業の管理運営

利用者である市民の立場から、下水道と合併処理浄化槽とのサービスに格差が生じないように、適切な管理運営を求めます。

○下水道施設でのし尿等の処理

今後、課題となるであろう、し尿処理施設の老朽化や耐震補強等、施設の改築更新に際しては、先進地に学び、流域下水道施設での処理等も含め、新たな費用負担を軽減できる方法について、関係市町村とともに、早急に協議に入ることを求めます。

下水道事業審議会審議経過

- 平成 24 年 2 月 3 日 第 1 回 甲州市下水道審議会委員委嘱・任命・諮問
- 下水道事業計画見直しについて
 - 下水道経営について（下水道使用料）
 - 市町村設置型浄化槽事業の見直しについて
 - 下水道事業の現状と課題（第 1 回）
- ※審議会委員 13 名
- 平成 24 年 3 月 7 日 第 2 回 ○下水道事業の現状と課題（第 2 回）
- ・事業経過について
 - ・下水道事業経営について
- 平成 24 年 4 月 26 日 第 3 回 ○下水道事業の現状と課題（第 3 回）
- 平成 24 年 6 月 28 日 第 4 回 ○下水道事業審議会新委員の紹介・会長選出
- 下水道事業の計画変更について（第 1 回）
- 平成 24 年 7 月 30 日 第 5 回 ○下水道事業の計画変更について（第 2 回）
- ・事業費の比較による変更（案）について
- 平成 24 年 8 月 30 日 第 6 回 ○下水道事業の計画変更について（第 3 回）
- ・地域の状況とアンケート結果について
- 平成 24 年 10 月 11 日 先進地視察（長野県茅野市、諏訪市）
- 諏訪湖浄化センター
 - ・諏訪湖流域下水道高度処理
 - 中央アメニティパーク
 - ・前処理下水道放流方式
- 平成 24 年 11 月 15 日 第 7 回 ○計画区域縮小における財政状況比較について（第 1 回）
- 平成 24 年 12 月 20 日 第 8 回 ○計画区域縮小における財政状況比較について（第 2 回）
- 平成 25 年 1 月 30 日 第 9 回 ○ 下水道事業に関する意見書（案）について
- 下水道使用料単価の見直しについて
- ※審議会委員 12 名
- 平成 25 年 2 月 8 日 甲州市下水道事業意見書の提出

